

治療用装具の費用 や 保険証を忘れたときの医療費 等は

以下の手順で子ども医療費の申請をしてください

子ども医療費は、保険診療の医療費を支給する制度です。以下の医療費は、領収書だけご提出いただいても、保険適用の確認がとれないため、子ども医療費を支給できません。

- ・治療用装具（コルセット、小児弱視等の治療用眼鏡 他）の費用
- ・海外でかかった医療費
- ・やむを得ず保険証を持たずに受診して、全額を自己負担した医療費

子ども医療費の申請の前に、お子さまが加入している健康保険に療養費の申請をしてください。申請手順は以下のとおりです。

お子さまが加入している健康保険が 川口市国民健康保険の場合

川口市国民健康保険課に療養費の申請をしてください。子ども医療費を別途申請する必要はありません。

子ども医療費は、川口市国民健康保険から療養費が支給された後に支給します。療養費の申請方法や申請場所については、川口市国民健康保険課給付係（直通：048-259-7670）にお問い合わせください。

お子さまが加入している健康保険が 川口市国民健康保険以外の場合

ご加入の健康保険組合・共済組合等にて療養費の支給を受けたのち、療養費の支給額がわかる通知（コピー可）とあわせて領収書等をご提出いただく必要がございます。

①領収書のコピーをとっておく

治療用装具の場合は、領収書だけでなく、医療機関の装具作成指示書や診断書等もコピーをとってください。

②加入している健康保険組合・共済組合等に療養費の申請をする

申請には領収書の原本が必要な場合があります。必要書類や申請方法につきましては、ご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

③右記の書類を揃えて子ども医療費の申請をする

- ・医療費支給申請書
（子ども育成課・各支所・川口駅前行政センター・川口市HPにて取得可能）
- ・領収書（①でとったコピー）
- ・ご加入の健康保険組合等から発行された療養費の支給額がわかる通知書（コピー可）
- ・装具作成指示書等
（装具の場合のみ。①でとったコピー）

川口市役所 第二庁舎4階 子ども育成課 給付係
問い合わせ先：048-258-1113（直通）
郵送先：〒332-8601 川口市青木2-1-1